

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)> 生活サポートコース

保険期間：2024年8月1日午後4時～2025年8月1日午後4時
保険料控除開始：2024年10月給与から毎月控除



- 交通傷害
- 日常生活賠償
- 携行品損害
- ホールインワン・アルバイト費用
- 救済者費用
- 本人介護一時金
- 親介護一時金
- 親の介護による休業補償

仕事と介護を両立させるために

親介護一時金

親の介護による休業補償

親の介護が必要になったら… あなたは「その日に」備えていますか？

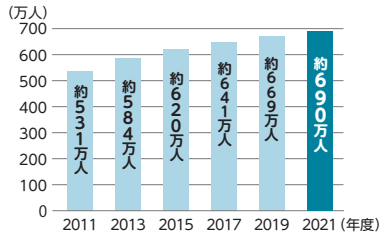
超高齢社会到来

ご両親の介護は、他人事ではありません！

要介護(要支援)の認定者数は年々増え続け、
2011年からの10年間で1.29倍に。
(出典：厚生労働省「令和3年度介護保険事業状況報告」)

脳卒中や転倒・骨折等をきっかけに要介護状態になる高齢者は多く、「親の介護は突然やってくる」といえます。親の介護が必要になったときに「介護を理由に仕事を辞めない」ためには、あらかじめ経済的な備えをしておくことが重要です。

〈要介護(要支援)認定者の推移〉



親介護のリスク

親の介護は、突然にやってきます

ある日 親が倒れる → 入院・手術 → 1週間後 → 退院 → 介護が必要に

いざ、親の介護に直面したら

- 誰が？
- どこで？
- どうやって？
- 公的介護保険を利用するには、どういった手続きが必要なんだろう…
- 介護はいつまで必要なんだろう…
- 費用はいくらかかるんだろう…

仕事と介護を両立するためには

施設での介護を考えているAさん

親の状態に応じた介護施設を探さないと…希望する施設に空きがないことも想定されます。

“初期対応”が大事

仕事と介護の両立

自宅での介護を考えているBさん

ヘルパーを雇ったり、親族の協力を得たりと、介護ができる体制を整えるには時間がかかります。

職場の介護休業制度を利用し、しっかりと初期の対応をとることで仕事と介護の両立が可能に！

このような場合に役立ちます！

親介護一時金

一時費用
約74万円

介護の初期費用、いくらかかるんだろう…？

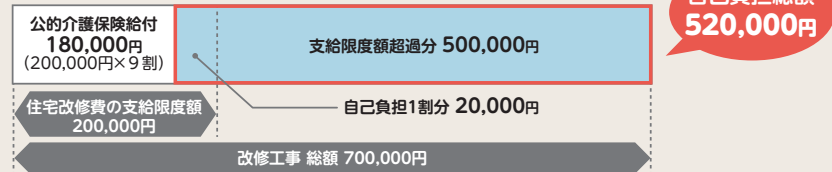
(出典：生命保険文化センター
「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」)

現状の公的介護制度では足りないケースも多々あります。ひとつの例を紹介します。

所定の要介護状態となり、自宅で介護をするためトイレの改修、玄関・階段の手すりつけ、浴室の改修を行った場合

トイレの改修	排泄に介助が必要となったので、入り口の引き戸への変更、手すりの取り付け、和式便器から洋式便器への交換をしました。	300,000円
玄関・階段の手すり	歩行に介助が必要となったので、玄関と階段に手すりをつけました。	100,000円
浴室の改修	入浴に全面的な介助が必要となったので、段差の解消、入り口の引き戸への変更、手すりの取り付けをおこないました。	300,000円

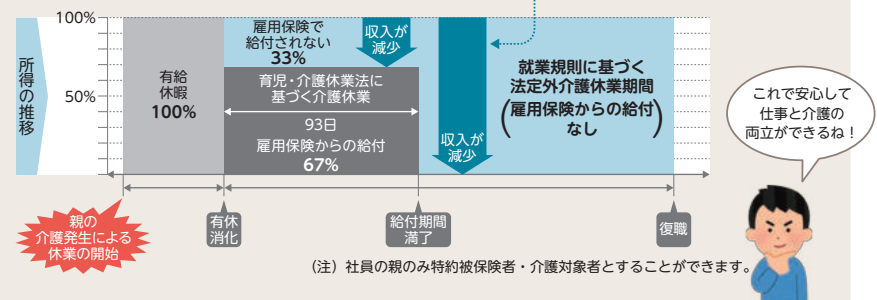
改修工事を行う場合の自己負担額の例



手すりの取り付けや段差の解消等、小規模な住宅改修に要する費用が給付されます。利用者がいったん全額を事業者を支払った後、限度額範囲内でかかった費用の9割(または8割もしくは7割)が公的介護保険から給付されます。残り1割(または2割もしくは3割)と限度額をこえた費用が自己負担になります。住宅改修費は同一住宅につき20万円(給付は18万円または16万円もしくは14万円)までが限度額となります。

親の介護による休業補償

この収入の減少に備えるのが「親の介護による休業補償」です。



生活サポートコース保険料

	セット	保険金額	月払保険料
基本補償 交通傷害 (傷害死亡・後遺障害)	D1	100万円	20円
	D5	500万円	120円
	D30	3,000万円	720円
日常生活賠償 国内のみ 示談交渉サービス付	E2	2億円	110円
	E3	3億円	120円
	F1	10万円	60円
携行品損害 ※損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。また、年間のお支払い限度額は、保険金額までとなります。(詳細はP33をご確認ください。)	F2	20万円	90円
	F3	30万円	140円
	G3	30万円	240円
ホールインワン・アルバトロス費用	G5	50万円	400円
	G10	100万円	810円
	H3	300万円	20円
救済者費用	H6	600万円	30円
	H10	1,000万円	50円

■交通事故によるケガで死亡または後遺障害が発生したとき
 ■海外での事故も対象
 ★車にはねられて後遺障害がのこった
 ※D1、D5、D30のいずれかのコースを必ずお申込みください。

■他人の物を壊したり、ケガをさせたときの賠償責任や電車等の運行不能賠償責任を補償
 ■海外での事故も対象(一部国内のみ対象)
 ■家族も対象*
 (*) 被保険者の範囲はP43をご覧ください。
 ★買い物中に買って商品壊してしまった
 ★自転車に他人にぶつかったケガをさせたなど

■外出先で携行品を破損したり、盗まれたとき(免責金額:1事故につき3,000円)
 ■海外での事故も対象
 ★外出先でカメラを落として壊した
 ★旅行中にハンドバッグを盗まれたなど

⚠️ こちらは携行品損害でお支払いができません
 ※国内・海外とも同様です。(詳細はP37をご確認ください。)

漁具、携帯電話・スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡(サングラスなどを含む)、スマートウォッチ

■達成祝いの費用を補償
 ■アルバトロスも対象
 ★ホールインワンを達成した など
 ※国内のゴルフ場で達成されたホールインワンまたはアルバトロスが補償されます。
 ●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
 ●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はパンフレットP34をご参照ください。
 ① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのホールの行方を連続して目視している場合
 ② テレビ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

■遭難や捜索救助の費用や、親族が現地に赴く交通費等を負担したとき
 ■海外の事故も対象
 ★旅先で長期入院し家族が迎え行くのに費用がかかった など
 ※ご加入いただいた方のみ救済対象者となります。

※「本人介護一時金」の被保険者、「親介護一時金」の特約被保険者、「親の介護による休業補償」の介護対象者は、2024年8月1日時点で満20才以上89才以下の方、かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

	セット	保険金額	年令	月払保険料	年令	月払保険料
本人介護一時金 ※健康に関する告知が必要となります。 ※社員ご本人のご両親を特約被保険者とする場合は、「親介護一時金(K1、K3)」にご加入ください。	J1	100万円	20~44才	10円	55~59才	80円
					60~64才	190円
					65~69才	450円
	J3	300万円	20~44才	20円	70~74才	1,020円
					75~79才	2,250円
					45~49才	20円
J3	300万円	20~44才	20円	80~84才	5,790円	
				85~89才	11,460円	
				55~59才	250円	
J3	300万円	20~44才	20円	60~64才	580円	
				65~69才	1,360円	
				70~74才	3,050円	
J3	300万円	20~44才	20円	75~79才	6,750円	
				45~49才	50円	
				50~54才	110円	
J3	300万円	20~44才	20円	80~84才	17,360円	
				85~89才	34,380円	

■所定の要介護状態(公的介護保険の要介護2以上)が180日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いいたします。
 ★事故により寝たきり状態になり介護が必要になった など
 介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

	セット	保険金額	親の年令	月払保険料	親の年令	月払保険料
親介護一時金 ※健康に関する告知が必要となります。 ※特約被保険者は社員ご本人のご両親のみとなります。	K1	100万円	20~44才	10円	55~59才	80円
					60~64才	190円
					65~69才	450円
	K3	300万円	20~44才	20円	70~74才	1,020円
					75~79才	2,250円
					45~49才	20円
K3	300万円	20~44才	20円	80~84才	5,790円	
				85~89才	11,460円	
				55~59才	250円	
K3	300万円	20~44才	20円	60~64才	580円	
				65~69才	1,360円	
				70~74才	3,050円	
K3	300万円	20~44才	20円	75~79才	6,750円	
				45~49才	50円	
				50~54才	110円	
K3	300万円	20~44才	20円	80~84才	17,360円	
				85~89才	34,380円	

■親が所定の要介護状態(公的介護保険の要介護2以上)となり、180日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いいたします。
 ★事故により寝たきり状態になり介護が必要になった など
 介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

	セット	保険金額	親の年令	月払保険料	親の年令	月払保険料
親の介護による休業補償 (注) 免責期間:93日 てん補期間:12か月 ※健康に関する告知が必要となります。 ※介護対象者は社員ご本人のご両親のみとなります。	L1	月額10万円	20~49才	10円	55~59才	60円
					60~64才	150円
					65~69才	350円
	L1	月額10万円	20~49才	10円	70~74才	780円
					75~79才	1,750円
					80~84才	4,530円
L1	月額10万円	20~49才	10円	85~89才	9,180円	
				50~54才	30円	

(注) 要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用する就業規則等の規定を必ずご確認ください。

生活サポートコース保険金お支払状況

アルプスアルパイングループの社員とご家族の皆さまにたくさんご利用いただいています！

保険金の種類	件数	支払保険金
交通傷害	40件	195万円
日常生活賠償	13件	93万円
携行品損害	53件	160万円
ホールインワン・アルバトロス費用	0件	0万円

2022年度実績 (2022年7月25日～2023年7月24日調べ)

過去のお支払実例



一眼レフのカメラを落としてしまい修理をした。
約**40,000円**のお支払い



ホールインワン達成で祝賀会を開催した。
約**900,000円**のお支払い



自転車で歩行者と接触し治療費を支払った。
約**120,000円**のお支払い

2022年度 保険金お支払い実績

たくさんのご加入者さまに
保険金をお支払いさせていただきました

ケガ・病気補償コース

お支払い件数

お支払い金額

生活サポートコース

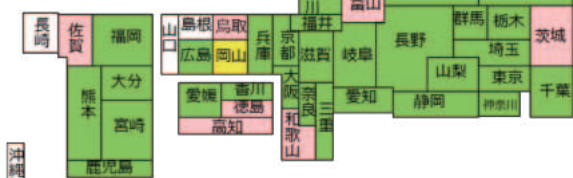
1,998件

約1.2億円

あなたのお住まいの地域は自転車保険が義務化されていますか？



- 義務化
- 努力義務
- 一部都市で義務化



国土交通省
地方公共団体の条例の制定状況(令和5年4月1日現在)より

自転車事故による被害者の救済と加害者の経済的負担を軽減するため、全国的に自転車保険の加入を義務化する自治体が増えています。

※加害者が子どもであっても、保護者に責任が問われるケースがあります。

自転車での加害事故によって高額賠償となった事例

判決認容額 約**9,500万円**

小学5年男子児童が自転車に乗って坂道を下った際、散歩途中の女性に衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

判決認容額 約**9,300万円**

男子高校生が昼間、歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を同じく自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所 2008年6月5日判決)
日本損害保険協会「知っていますか?自転車事故の実態と備え」(2023年8月版)



生活サポートコース「日常生活賠償」は、自転車事故によるお相手への損害賠償を備えられます

- 自転車事故以外でも日常生活で起こる賠償事故に対応
- 加入者ご本人はもちろん、ご家族も備えられます(対象範囲はP43をご参照ください)
- 安心の示談交渉サービス付き(国内のみ)

月々120円の保険料で
最高3億円補償!!
(E3セットの場合)

加入申込票兼健康状況告知書のご記入要領 (生活サポートコース)

※フリクションペンでの記入は不可です。黒のボールペンで記入願います。

※4-5月の一斉募集の際、web募集のご案内があった方は、「加入申込票」を「web画面」、「記入」を「入力」に読み替えてください。(紙申込のご案内があった方は、こちらの記入例をそのままご使用ください。)

社員番号・生年月日・性別をご記入ください。

記入した日をご記入ください。

必ずお選びください。

申込人氏名をカタカナでご記入いただき、加入内容をご確認のうえ申込人がご署名ください。所属コードも、必ずご記入ください。

加入を希望するセット名をご記入ください。

補償の対象となる方(被保険者)の氏名(カタカナ必須)、生年月日、年令、性別をご記入ください。年令は2024年8月1日時点の満年令をご記入ください。

裏面の職種コード一覧を参考に職業名・職種名(カタカナ)、職種コードをご記入ください。

変更や訂正をされる場合は、申込人・被保険者本人が訂正箇所へ二重線を引き、正しい内容をご記入のうえ、訂正項目付近にフルネームでご署名ください。(押印不要)

他の保険契約・保険金請求歴は、全被保険者分をご確認・ご回答ください。回答が「あり」の場合、被保険者ごとに裏面の回答欄に内容をご記入ください。

【本人介護一時金(J1,J3)を新たに追加する方・継続時に増額する方】
減額する方は告知不要です
・申込票の裏面・左側の質問3にのみ回答を必ずご記入ください。(質問1,2は病気補償コース専用の回答欄となります。誤って回答された場合は、二重線で○を削除のうえ訂正署名ください。)
・被保険者ご本人にて告知日記入・ご署名ください。

【親介護一時金(K1,K3)、親の介護による休業補償(L1)を新たに追加する方・継続時に増額する方】
減額する方は告知不要です
・ご両親(特約被保険者氏名・介護対象者)の氏名(カタカナ)、生年月日、年令をご本人(申込人または被保険者)がご記入ください。(ご両親のご記入不可。)
※特約被保険者は社員ご本人のご両親のみとなります。
・年令は2024年8月1日時点の満年令をご記入ください。
・加入申込票の裏面・右側の質問の回答を必ずご記入ください。

脱退の場合は×線で消したうえで、ご署名をお願いします。

<介護一時金(本人介護・親介護)の注意点>
<親の介護による休業補償の注意点>
・89才までの加入となります。
90才以上の方は、「脱退」となるため、加入申込票をご提出ください。

被保険者と団体との関係を右記「◆団体との関係」より選んでご記入ください。

<ご記入前に必ずお読みください。>
告知質問に当てはまる場合は、症状が軽度でも告知が必要です。

本人介護一時金(J1,J3)に新たに加入される方、親介護による休業補償(L1)に新たに加入される方、介護一時金の補償を拡大される方(J1⇒J3,K1⇒K3)に変更する場合、上記1-3のいずれかを希望される場合は、裏面の質問事項につき正確にご回答のうえ、「告知署名欄」にもご署名ください。

ご記入にあたって
① 旧の項目は、ご契約に際して引継ぎ会社がお知らせする時必要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を無効とし、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご確認のうえご記入ください。
② 変更や増額する場合は新たに加入する場合は、病状経過について医師診断書(病状経過の診断、特約適用あり)を添付し、必ず裏面の質問事項につき、正確にご回答ください。
③ 旧の項目は保険料額を訂正してご記入ください。
④ 保険料額が中途で訂正された場合は、中途加入日時点ではなく、中途解約の保険料額訂正の年令をご記入ください。
⑤ 職種コードは変更せずにご記入ください。職業名・職種名・職種コードを一括で記入のうえ、カタカナ200文字以内でご記入ください。
⑥ 年齢と性別は必ずご記入ください。
⑦ 性別は「1:男性」「2:女性」を選択してください。
⑧ 年齢は「1:歳」「2:か月」「3:日」とご記入ください。
⑨ 年齢は「1:歳」「2:か月」「3:日」とご記入ください。
⑩ 年齢は「1:歳」「2:か月」「3:日」とご記入ください。
⑪ 年齢は「1:歳」「2:か月」「3:日」とご記入ください。
⑫ 年齢は「1:歳」「2:か月」「3:日」とご記入ください。